

これって偽証じゃないですか？

10月6日、島津さんがボーナスの減額を不服として大阪地裁に訴えてる裁判で、島津さんに注意指導したとする当時の管理者（丹藤、坊農、松本、吉見、芝原、平野、前北、横田助役）に対する証人尋問が行われました。その中で、作業実績書の作業時間欄の記入を行わなかったことが非違行為であるとして注意指導したとする丹藤助役が以下の証言を行いました。

作業実績書の提出する順番は決まっていけない！

原告：作業実績書は誰に出すのですか？

丹藤：誰に出すというのは特に決まっています。

裁判官：まずは班長が注意すべきじゃないの？

丹藤：この印鑑を押す順番については特に決めていませんので、注意指導する立場としては、管理者が適当かと思います。

確認印	当直助役	仕業・修繕助役	仕業・修繕班長

作業実績書より抜粋

班長はただの受渡し人！そんなバカな！

裁判官：じゃ、班長さんは事実上この書面（作業実績書）を原告（社員）から受け取って、あなたに受渡しするだけの役目の人ですか？

丹藤：はい、そうです。

丹藤助役さん、班長はただの使い走りですか？ だとしたら、班長が確認印を押す意味はどう解釈したらいいのですか？

丹藤さん！当直長と意見が違いますが！

11月28日、とある社員が班長の確認印がない申告作業記録用紙を当直長に提出しました。以下がその時のやり取りです。

当直長：これあかんって、押してへん。班長のハンコ押さなあかんやんか。

社員：（ハンコを押す）順番は決まっていますの。

当直長：班長がハンコ押して、担当助役が印鑑押す。

社員：決まってるんですね。

当直長：仕業助役に渡しとく。

班長	担当助役

申告作業記録用紙より抜粋

丹藤助役が確認印を押す順番を知らなかったら、ただの無知であり、知っての証言であれば、それは偽証に当たるのではないですか？